# 仕様表 1 特定木造建築物(木造軸組構法)用

建築基準法施行規則第1条の3に基づく、表2に規定されている特定木造建築物に関して、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び2面以上の断面図に代えて各図面に明示すべき事項を「仕様表」として作成することができます。 対象となる建築基準関係規定は、建築基準法施行令第三章第二節及び第三節となっています。以下にその条文と判断基準を示していますので、実際の設計仕様を記載し、法適合の判断を行ってください。

根拠条文と設計に反映すべき基準を参考に、実際に行った設計仕様で該当する項目の□に✔(☑)をしてください。また、設計仕様等の記載が必要な項目は、具体的に記載してください。(各条項の規定に適合する内容であることが必要です。)

建築主名	設計者名(本仕様書作成者:複数の場合はすべて記載)			
建築場所	建築物用途	構造	階数	延べ面積

A. 宋初/月起	III		
根拠条文(建築基準法施行令)	基準(判断)等	設計仕様 (規則第1条の3の「仕様表」に対応する内容)	備考
第二節 構造部材等 (構造部材の耐久) 第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、 腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止の ための措置をした材料を使用しなければならない。	構造耐力上主要な部分で腐食、腐朽、摩 耗の恐れのあるものは必要な措置した材料を使用する。	<ul> <li>[選択]</li> <li>□腐食、腐朽、摩耗の恐れのある材料を構造耐力上主要に使用しない</li> <li>□腐食、腐朽、摩耗防止のための措置をした材料を使用する※以下に記載する</li> <li>[使用する部分と材料及び措置方法を記載]</li> </ul>	「構造耐力上主要な部分」とは (施行令第2条三号) 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、 斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これ らに類するものをいう。)、床版、屋根版又 は横架材(はり、けたその他これらに類す るものをいう。)で、建築物の自重若しくは 積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは 水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃 を支えるものをいう。
(基礎) 第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、 地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。	基礎は、建築物に作用する荷重及び外力、 地盤沈下等に対して構造耐力上安全なも のとする。	□荷重及び外力、地盤沈下等に対して構造耐力上安全である	※第2項以下の項目が適合することにより 基礎の構造耐力上の安全性が確認される
2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。	異種構造基礎の併用は禁止	□異種構造を併用していない ※以下に記載する。 [併用する場合はその構造方法と構造上の安全性の確認方法と結 果を記載]	
3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して <u>国土交通大</u> <u>Eが定めた構造方法を用いるものとしなければならない</u> 。この場合において、高さ 13 又は延べ面積 3,000 ㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面 積1 ㎡につき 100KN を超えるものにあっては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合 にあっては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。	平成 12 年建設省告示第 1347 号に適合 (以下の基準に適合すること) ・支持地盤の種別、位置及び許容応力度 ・許容応力度に応じた基礎種類の選定 ・基礎底部の位置 ・凍結深度と地盤面からの深さ ・基礎の底部に作用する荷重の数値と算 出方法 ・木ぐい及び常水面の位置 ・基礎の種類ごとの鉄筋の配筋 高さ 13m 超える又は延べ面積 3,000 ㎡超 える建築物の場合 最下階に作用する荷重が 100KN/㎡超の 場合、基礎の底部(基礎杭使用の場合は 杭の先端)を良好な地盤に達すること	平成 12 年建設省告示第 1347 号の規定に適合する(以下の項目について具体的に記載)  ① 地盤改良の有無(選択) □あり □なし ※ありの場合は具体的な工法等を以下に記載  ② 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度の設定根拠 (以下のいずれかのよる:選択) □地盤調査(国土交通大臣が定める調査方法(告示:平成13年国土交通省告示第1113号)を具体的に記載)  □施行令第 93 条に基づく地盤の種類に応じた数値(地盤の種類とその種類を確認した方法を記載)  ③ 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度  KN/㎡  ④ 上記の許容応力度に基づく基礎の種類(以下のいずれかを選	告示:平成12年建設省告示第1347号 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件告示:平成12年建設省告示第2009号 免 震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件告示:平成13年国土交通省告示第1113号地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

		□くい基礎 (20KN/㎡未満) □べた基礎 (20KN/㎡から 30KN 未満) □布基礎 (30kn/n 以上 ⑤ 基礎の底部の位置 (地盤面からの深さ) 凍結深度 (地盤面からの深さ) とその根拠 ⑥ 木ぐいを使用する場合は、くいの仕様と常水面の位置	
		<ul> <li>⑦ 基礎の立ち上がり部分の高さと厚さ、及び底盤の厚さ</li> <li>⑧ 鉄筋の仕様 主筋: その他鉄筋:</li> <li>※基礎の仕様(配筋を含む)については、別途構造詳細図を添付す</li> </ul>	
	534 19374 (1.7	る。	
4 前二項の規定は、建築物の基礎について <u>国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</u> によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。	[適用除外] 平成 12 年建設省告示第 1347 号に基づく 構造計算による場合は、2 項と 3 項は適 用しない。	<ul><li>[選択]</li><li>□2項、3項の適用除外を受けない</li><li>□適用除外を受ける(構造計算書を添付)</li></ul>	告示: 平成12年建設省告示第1347号 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件
	[参考:関連告示] 平成 14 年国土交通省告示第 474 号 平成 14 年国土交通省告示第 667 号		告示: 平成 14 年国土交通省告示第 474 号 特定畜舎等建築物の構造方法に関する安 全上必要な技術的基準を定める等の 件
			告示: 平成 14 年国土交通省告示第 667 号 テント倉庫建築物の構造方法に関する安 全上必要な技術的基準を定める等の件
5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃 力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。	杭打ち時は、打撃力等の外力に対して構造耐力上安全なものであること。	<ul><li>[選択]</li><li>□杭打ちは行わない</li><li>□杭打ちを行う(杭打ち時、打撃力等に対して構造耐力上安全である)</li></ul>	
6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の 建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。	木杭は常水面下にあるようにする (平家 の木造建築物に使用する場合を除く。)。	<ul><li>「選択」</li><li>□平屋の建築物である</li><li>□木ぐいは使用しない</li><li>□木ぐいを使用する(常水面下に施工する)</li></ul>	
(屋根ふき材等) 第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び 広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震 動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。	※内装材を含んでいる。	[以下について該当する材料について具体的に記載]  屋根葺き材の固定(選択及び記載)  □瓦以外の材料で葺く  □瓦で施工(以下の部位ごとに緊結方法を記載)	告示 昭和 46 年建設省告示第 109 号 屋根ふき 材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方 法を定める件
2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和46年建設省告示第109号に適合すること。	① 平部の方法	
		② むね部の方法	
		③ 軒・けらばの方法	
			1

		屋外に面する部分のタイル等の緊結(選択及び記載) □屋外にタイルは使用しない □タイルを使用する(緊結方法を記載)  太陽光システム等の防錆処置 □太陽光システムを設置しない □システムを設置する(防錆処置方法を記載)	
3 特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして <u>国土交通大臣が定める天井</u> をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、 <u>国土交通大臣が定めた構造方法</u> を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。	「特定天井」は、平成 25 年国土交通省告 示第 771 号の構造方法に適合すること。	<ul><li>[選択]</li><li>□特定天井はない</li><li>□特定天井がある</li></ul>	告示: 平成 25 年国土交通省告示第 771 号 特定天井及び特定天井の構造耐力上安全 な構造方法を定める件 (特定天井の定義) 吊り天井※1で、次に全てに該当するもの
4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。	特定天井で腐食等の恐れのある材料を使用する場合は防腐等の措置をした材料を使用数する。	[特定天井がある場合で防腐等の措置を必要とする材料は措置方法を具体的に記載]	○居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの ○高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの ○天井面構成部材等※2の単位面積質量(天井の面積の1㎡当たりの質量をいう。)が2kgを超えるもの ※1:天井のうち、構造耐力上主要な部分又は支持構造部から天井構成部材を吊り材により下げる構造の天井をいう ※2:天井面構成部材並びに照明設備その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの(天井材以外の部分のみで自重を支えるものを除く)であって、天井面構成部材に地震その他の振動及び衝撃により生じる力を負担させるものをいう。
第三節 木造 (適用の範囲) 第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する 建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する 建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物について は、適用しない。	木造建築物としての構造規定が適用され る建築物を規定		
(木材) 第 41 条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸 身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。	木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、 丸身等による耐力上の欠点がないこと。	□節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による欠点はない	
(土台及び基礎) 第 42 条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。         - 当該柱を基礎に緊結した場合         工 平家建ての建築物(地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内にあるものを除く。次項において同じ。)で足固めを使用した場合         三 当該柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合	柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けること。 [適用除外:以下のいずれかに該当] ① 柱を基礎に緊結 ② 平家建ての建築物で足固めを使用※ ③ 柱と基礎とをだぼ継ぎなど、平成28 年国土交通省告示第690号の構造方 法により施工	[選択] □最下階の柱にすべて土台を設けている □土台を設けていない柱がある  「土台のない場合の施工方法は以下のいずれか:選択] □柱を基礎に緊結 □平屋で足固めを行う □告示第690号による構造方法により施工  ※上記構造方法については、別途構造詳細図を添付する。	※長野県内には地盤が軟弱な区域として 特定行政庁が国土交通大臣の定める基準 に基づいて規則で指定する区域はない (根拠告示:昭和62年建設省告示第1897 号 建築基準法施行令第42条第1項の規 定に基づく地盤が軟弱な区域として特定 行政庁が区域を指定する基準) 告示:平成28年国土交通省告示第690号 柱と基礎とを接合する構造方法等を定 める件
2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、平家建ての建築物で延べ面積が 50 ㎡以内のものについては、この限りでない。	土台は、基礎に緊結する。	[選択] □平家建てで延べ面積が 50 ㎡以内である □土台は、基礎に緊結している	
(柱の小径) 第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞ	平成 12 年建設省告示第 1349 号により算 出された割合以上であること。	[以下により柱の小径を計算:選択] □(公財)日本住宅・木材技術センターの早見表	告示:平成12年建設省告示第1349号 構造耐力上主要な部分である横架材の相互

			<del>-</del>
れの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要 な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋		□同上の計算ツール □構造計算	間の垂直距離に対する木造の柱の小径の 割合等を定める件
根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のもの		□	割合等を定める件
でなければならない。		   ※柱の小径の検討結果については別途作成の図書による。	
2 地階を除く階数が二を超える建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張			告示: 平成 12 年建設省告示第 1349 号 木
り間方向及び桁行方向の小径は、13.5 cmを下回つてはならない。ただし、当該柱と土		□2階建て以下である	造の柱の構造耐力上の安全性を確かめる
台又は基礎及び当該柱とはり、桁その他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに	[適用除外]	□3階建て以上である	ための構造計算の基準を定める件
類する構造方法により緊結し、かつ、 <u>国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</u> によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	平成 12 年建設省告示第 1349 号に定める 基準に従った構造計算によって安全性を	[3 階を超える場合は柱の小径寸法を記載]	
よりて特理順分工女主でめることが確認がありないに勿口にはいくない。	確認する。	<u>cm</u> 「選択]	
		□柱の小径は 13.5 cm以上である	
		□柱の小径は 13.5 cm未満 (構造計算書を添付)	
3 法第 41 条の規定によって、条例で、 <u>法第 21 条第 1 項及び第 2 項</u> の規定の全部若し	長野県内には条例制定なし。		法第 21 条:大規模の建築物の主要構造部
くは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該			等
条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けな			
ければならない。 4 前 3 項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の 1/3 以上を欠	柱の 1/3 以上欠き取る場合においては、	「選択〕	
4 前 3 頃の規定による性の小性に差づいて昇足した性の別要例面積の 1/3 以上を入   き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。	その部分を補強する。	□ □ 1/3 以上欠き取る柱なし	
		□1/3 以上欠き取る柱あり	
		[補強方法を記載]	
5 階数が二以上の建築物における隅柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければな		[選択]	
らない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合にお		□隅柱、準ずる柱は、通し柱である	
いては、この限りでない。	接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強する。	□隅柱、準ずる柱は、通し柱でない 「補強方法を記載]	
	y るよ ノに他強 y る。	「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈 長さの比をいう。以下同じ。) は、150以下としなければならない。	柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。)は、150		
	以下とする。	長仲的な計算桁未の数値を記載  	
		※注意点:吹き抜けに面する柱がある場合は、最下階(土台)から	
() 1 10 kg a 44441441	) 1 10 ) 1 1 7 0 14 0 14 tu 14 1 2 1 1 7 0 tu	最上階(はり、けた等)までが横架材間距離となる。	
(はり等の横架材) 第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある	はり、けたその他の横架材には、その中 央部附近の下側に耐力上支障のある欠込	□はり、けた等の中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みな	
欠込みをしてはならない。	スポープ スポープ スポープ スポープ スポープ スポープ スポープ スポープ		
(筋かい)	引張筋かいは以下のいずれかによる。	[選択]	告示:昭和56年建設省告示第1100号 建
第45条 引張力を負担する筋かいは、厚さ1.5 cm以上で幅9 cm以上の木材若しくは径			築基準法施行令第46条第4項表一(一)
9 mm以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として 国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したも	9 mm以上鉄筋 ② 昭和 56 年建設省告示第 1100 号によ	□上記に適合しない(以下のいずれかを記載) 「告示 1100 号の仕様を記載〕	□ 項から(七)項までに掲げる軸組と同等以 上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係
<u>国工交通人民が足めたもの名しくは国工交通人民の認定を支げたもの</u> を使用したものとしなければならない。	るもの	[ロハ 1100 ケッ川上小水で p山邦人	る倍率の数値を定める件
	③ 国土交通大臣の認定を受けたもの		SIR I AMERICALIA
		[大臣認定品 認定番号	
2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材又はこれと同等以上	圧縮力筋かいは以下のいずれかによる。		告示: 昭和 56 年建設省告示第 1100 号 建
2 圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国	-	□厚さ3cm幅9cm以上木材	等基準法施行令第 46 条第 4 項表一(一)
土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。	② 昭和 56 年建設省告示第 1100 号によ	□上記に適合しない(以下のいずれかを記載)	項から(七)項までに掲げる軸組と同等以

	るもの ③ 国土交通大臣の認定を受けたもの	[告示 1100 号の仕様を記載]	上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係 る倍率の数値を定める件
		[大臣認定品 認定番号	
3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするために	横架材に、ボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結する。 ② いずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分であること。	[以下の両方に適合が必要] □両端部を柱又ははりなど横架材に、ボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結している □いずれか一方の端部は柱と横架材との仕口の部分である 「選択]	
やむを得ない場合において、必要な補強を行つたときは、この限りでない。	[適用除外] たすき掛けの場合は、必要な補強を行う。	□欠き込みはない □欠き込みあり [欠き込みがある場合補強方法を記載]	
(構造耐力上必要な軸組等) 第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっていうは、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。	を釣合い良く配置する。 ただし、次項以下に適合することにより 適用を除外することができる。	※判断基準はなし	
<ul> <li>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。</li> <li>一 次に掲げる基準に適合するものイ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。)に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。ハ イ及び口に掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。ニ 方づえ(その接着する柱が添木その他これに類するものによって補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があって構造耐力上支障がないもの</li> </ul>	① 以下のすべてに該当すること。 ア 構造耐力上主要な部分が昭和 62 年建設省告示第 1899 号の基準に適合 イ 構造耐力上主要な柱の柱脚が一体 の鉄筋コンクリート造の布基礎等に 緊結 ウ 和 62 年建設省告示第 1899 号による構造計算により安全性を確認 ② 方づえ、控え柱等があって構造耐力 上支障がないもの。	□適用除外となる建築物である [適用除外となる根拠を記載 構造計算が必要な場合は添付]	告示:昭和62年建設省告示第1899号 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件
3 床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを <u>国土交通大臣が定める基準に従って打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</u> によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	土交通省告示第 691 号による木板な	<ul> <li>[選択]</li> <li>□床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものを告示に定める方法により設ける</li> <li>□小屋組には振れ止めを設ける</li> <li>□上記いずれかを構造計算により安全性を確認する</li> <li>①床組及び小屋ばりの火打ち材等の具体的な施工方法の仕様を具体的に記載</li> <li>※床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものとして、火打ちばり、構造用合板(根太レス工法含む)などによる構法がある</li> </ul>	確かめるための構造計算の基準を定める
		③ 構造計算を行った部分(床組、小屋ばり、振れ止め)を記載	

4 階数が二以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない	1100 号に定める仕様の軸組みあるい は国土交通大臣の認定を受けた構造 であること。	① 構造耐力上必要な軸組の仕様を記載(複数ある場合は主要な仕様を記載  ② 必要な壁量計算の方法(選択) □ (公財) 日本住宅・木材技術センターの早見表 □同上の計算ツール □構造計算 ③小屋裏物置の有無(直下階面積の1/8以上が該当) □あり(上記壁量計算に面積算定を要する。) □なし  ※上記の構造耐力上必要な軸組の計算過程及び計算結果、計算結果に基づく軸組みの配置及びすべての仕様は申請図書として作成して添付する。	告示:昭和56年建設省告示第1100号 建築基準法施行令第46条第4項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件告示:平成12年建設省告示第1352号 木造建築物の軸組の設置の基準を定める件※以下については、改正後の昭和56年建設省告示第1100号に統合されている。  ① 平成12年建設省告示第1351号「木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件」 ② 改正前施行令第46条第4項の表一(軸組の種類と倍率)
(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口) 第 47 条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み 栓打その他の <u>国土交通大臣が定める構造方法</u> によりその部分の存在応力を伝えるよ うに緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄 骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力 が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。	平成12年建設省告示第1460号の構造方法に適合すること。 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、柱を添木等によって補強する。	□構造耐力上主要な部分の継手又は仕口の補強を行う [以下により使用する金物仕様を検討:選択] □告示第 1460 号による選択 □N値計算法による □構造計算による ※使用する金物は別途作成の図書による □柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずる恐れがある [具体的な補強方法を記載]	告示: 平成 12 年建設省告示第 1460 号 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件
2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座 金を使用しなければならない。	座金を使用	□ボルト締めの場合ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有す る座金を使用する	
(外壁内部等の防腐措置等)	木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その 他軸組が腐りやすい構造である部分の下 地には、防水紙その他これに類するもの を使用する。	<ul><li>[選択]</li><li>□外壁は鉄網モルタル塗等腐りやすい構造ではない</li></ul>	
2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1m 以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。		□柱、筋かい、土台は地面から 1m 以内の部分には、有効な防腐措置を講ずる [使用材料ごとの防腐、防蟻処理の方法を記載]	